

第4次大分県DV対策基本計画

平成29年3月

大 分 県

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の基本理念	
3 計画の基本的視点	
4 計画の性格	
5 計画の期間	
6 計画の進行管理	
第2章 配偶者等からの暴力の現状	4
1 相談等の状況	
2 配偶者等からの暴力に関する県民の意識	
第3章 計画の内容	7
1 計画の体系	
2 施策の展開	
基本目標Ⅰ 暴力根絶のための啓発と教育の充実	8
重点施策1 暴力を許さない社会意識の醸成	
重点施策2 若年者に対する人権教育・DV予防啓発の推進	
重点施策3 DVに関する調査・研究	
基本目標Ⅱ 迅速な通報・相談しやすい体制づくり	13
重点施策4 迅速な通報につながる体制整備	
重点施策5 相談体制の充実・強化	
重点施策6 相談従事者等の資質の向上	
重点施策7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者への適切な対応	
基本目標Ⅲ 安全で安心できる保護体制づくり	20
重点施策8 緊急時の安全確保	
重点施策9 一時保護体制の充実	
重点施策10 保護命令発令に対する適切な対応	
基本目標Ⅳ 被害者の自立に向けた支援の展開	23
重点施策1.1 被害者への心理的支援	
重点施策1.2 同伴児等への支援	
重点施策1.3 生活基盤確立のための支援	
重点施策1.4 地域でのフォローアップの充実	

基本目標Ⅴ 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

- 重点施策15 関係機関の顔が見えるネットワークづくり
- 重点施策16 市町村の被害者支援体制整備への支援
- 重点施策17 NPO等民間団体との連携と協働
- 重点施策18 おおいた性暴力救援センターとの連携
- 重点施策19 被害者等に係る情報の保護
- 重点施策20 苦情解決体制の整備

資料編・・・36

本計画におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）とは

- 本計画において「DV」とは、配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力をいいます。
- ※ 「生活の本拠を共にする」とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味します。
専ら交友関係に基づく共同生活、福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、又は専ら血縁関係、親族関係に基づく共同生活は、法の適用対象から除外されます。
- 「暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的なものだけではなく、これに準ずる次のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。
 - ・身体的暴力（殴る、蹴る、髪をひっぱる、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める、刃物などで脅す 等）
 - ・精神的暴力（無視する、大声でどなる、人格を否定するような暴言を吐く、生命・身体に対する脅迫（殺すぞ・死ぬ等） 等）
 - ・性的暴力（避妊に協力しない、性行為を強要する、ポルノビデオ等を無理やり見せる 等）
 - ・経済的暴力（生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、外で働くことを禁じる、「誰のおかげで食べられるんだ」など見下して言う 等）
 - ・社会的暴力（外出を制限する、交友関係や電話を細かくチェックする 等）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、被害者の多くは女性であり、経済的に自立が困難になりがちな女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。

暴力の背景には、男女の社会的地位・経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、女性の人権軽視のなごりなど、我が国の男女が置かれている状況に根ざした社会的・構造的問題があります。こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

このため、平成13年4月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「法」という。）が制定されました。これにより、保護命令制度の導入、配偶者暴力相談支援センター（※）による相談や一時保護等の業務が開始され、それまで、潜在化しやすく、また、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることも多かった配偶者からの暴力に対する社会の関心や認識が高まってきました。本県では、法の施行を受けて、平成14年4月に大分県婦人相談所を、平成21年8月に大分県消費生活・男女共同参画プラザ（以下「アイネス」という。）を配偶者暴力相談支援センターとして位置付け、相談や一時保護、自立支援のための各種情報提供等を行っています。

平成16年5月には法が一部改正され、配偶者からの暴力の定義の拡大、同居する子への接近禁止などの保護命令制度の拡充及び都道府県の基本計画の策定義務等の規定が新たに追加されました。本県ではこの改正を受け、総合的かつ計画的なDV施策を進めていくため、平成17年12月に、県の取り組む施策をまとめた「大分県DV対策基本計画」を策定しました。

平成19年7月には、市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができるようになるなどの保護命令制度の拡充等を内容とする法改正が行われました。そこで、平成19年の法改正の内容を計画に反映させるとともに、それまでの3年間の計画の取組状況を踏まえて、平成21年2月に「大分県DV対策基本計画（改定版）」を策定しました。同年3月には「大分県男女共同参画推進条例」を一部改正し、DV防止に係る規定を追加しました。また、平成24年3月に「第3次大分県DV対策基本計画」を策定し、各種施策に取り組んでいるところです。

平成26年1月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、この法を準用することとされました。なお、平成28年4月からは性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで総合的に支援する「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設するなど女性に対する暴力をなくすための対策の強化にも努めています。

今回、「第3次大分県DV対策基本計画」の計画期間が本年度で終了することから、これまでの計画の取組状況を踏まえて、被害者の保護と自立支援に関する県の施策の一層の充実を図るため「第4次大分県DV対策基本計画」を策定することになりました。

2 計画の基本理念

「配偶者等からの暴力のない社会を目指して」

3 計画の基本的視点

計画を策定するにあたっての「基本的視点」を次のとおりとします。

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- (2) 暴力のない社会をつくり、男女平等の実現を図ることが必要である。
- (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の立場に立った切れ目ない支援は、国及び地方公共団体の責務である。
- (4) 被害者の意思を尊重するとともに、被害者が本来持っている力を信頼し、それを回復するための支援を行う。

4 計画の性格

- (1) この計画は、法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するもので、国の基本方針に即し、本県における配偶者からの暴力にかかる施策の基本的な方針と施策の実施内容を明らかにするものです。
- (2) 「第4次おおいた男女共同参画プラン」の基本目標Ⅱ「男女が安心できる生活の確保」に位置付けるとともに、「大分県長期総合計画」の部門計画としての性格を有します。
また、配偶者等からの暴力に関する事項を盛り込んでいる県の関連する計画との整合性を図っています。
- (3) この計画の趣旨を踏まえ、市町村、関係機関、関係団体等においても、県と連携した積極的な取組が図られるよう働きかけを行います。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成36年度までの8年間とします。
ただし、国の基本方針が見直された場合や、社会情勢の変化に伴い新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。



(※) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、法に定められた被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称です（本県では、婦人相談所とアイネスがセンターの機能を担っています。）。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、

- 相談や相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

を行います。

6 計画の進行管理

DVを未然に防止し、被害者が相談しやすい対策等を講じるため、「取組状況や成果を公表する項目」を設定し、取組を進めます。

実績値は、毎年度、大分県男女共同参画審議会に報告し、公表します。

取組状況や成果を公表する項目 一覧

基本目標	No.	項目名	平成27年度 実績値
I 暴力根絶のための 啓発と教育の充実	1	男女共同参画啓発講座（地域・企業・若年者・ 団塊世代向け）の受講者数	1,476人
	2	デートDV防止セミナーの受講者数	3,437人
II 迅速な通報・相談 しやすい体制づくり	3	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	485件
	4	警察における配偶者からの暴力事案等の相談等 件数	939件
	5	職務関係者向け研修会の受講者数	311人
	6	DV相談員等研修会の受講者数	187人
	7	ブロック別に実施する事例検討会等の開催回数	8回
III 安全で安心できる 保護体制づくり	8	一時保護（夫等の暴力によるもの）の件数	41件
IV 被害者の自立に 向けた支援の展開	9	県営住宅の優先入居実績（申込件数、入居件数）	12件 3件
	10	県営住宅の目的外使用許可件数	4件
V 推進体制の整備	11	DV被害者支援関係機関ネットワーク会議の 開催回数（平成29年度開始）	—
	12	DV基本計画策定市町村数	6
	13	市町村配偶者暴力相談支援センターの設置数	0か所
	14	おおいた性暴力救援センター・すみれにおける 相談件数（平成28年度開設）	—

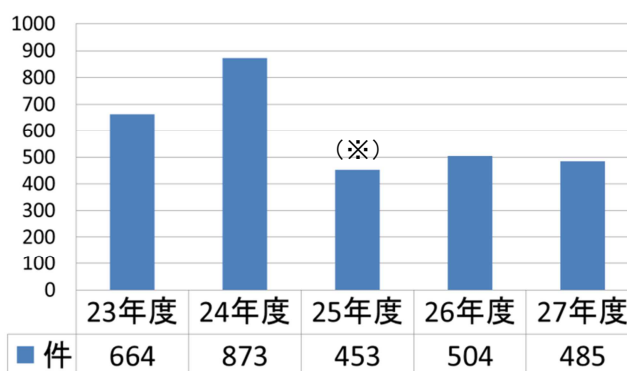
第2章 配偶者等からの暴力の現状

1 相談等の状況

本県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVに関する相談件数は、近年横ばいとなっており、平成27年度は485件となっています（図①）。

図① 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数（大分県調べ）

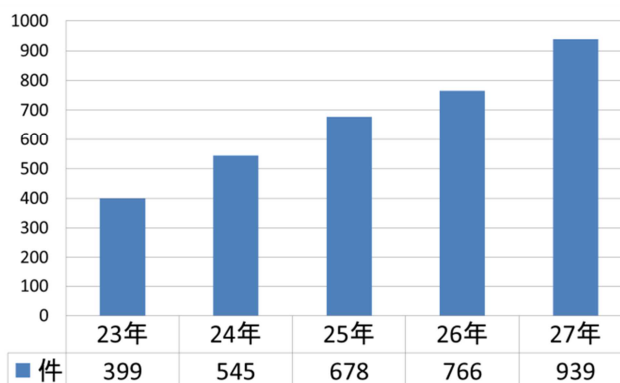
（※）カウント方法の見直しによる減



また、警察に寄せられた配偶者からの暴力事案等の相談等件数（※）は、増加傾向にあり、平成27年は939件となっています（図②）。

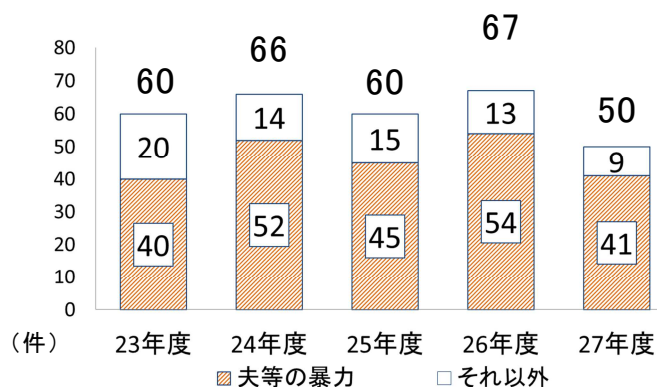
図② 警察に寄せられた配偶者からの暴力事案等の相談等件数（大分県警察本部調べ）

（※）配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数



本県の一時保護所の入所者のうち、夫等の暴力を理由とする入所件数は、平成19年度以降は30件を超え、全体の一時保護所入所者数の半数以上が夫等の暴力を理由とするものになっています（図③）。

図③ 一時保護件数（大分県婦人相談所調べ）



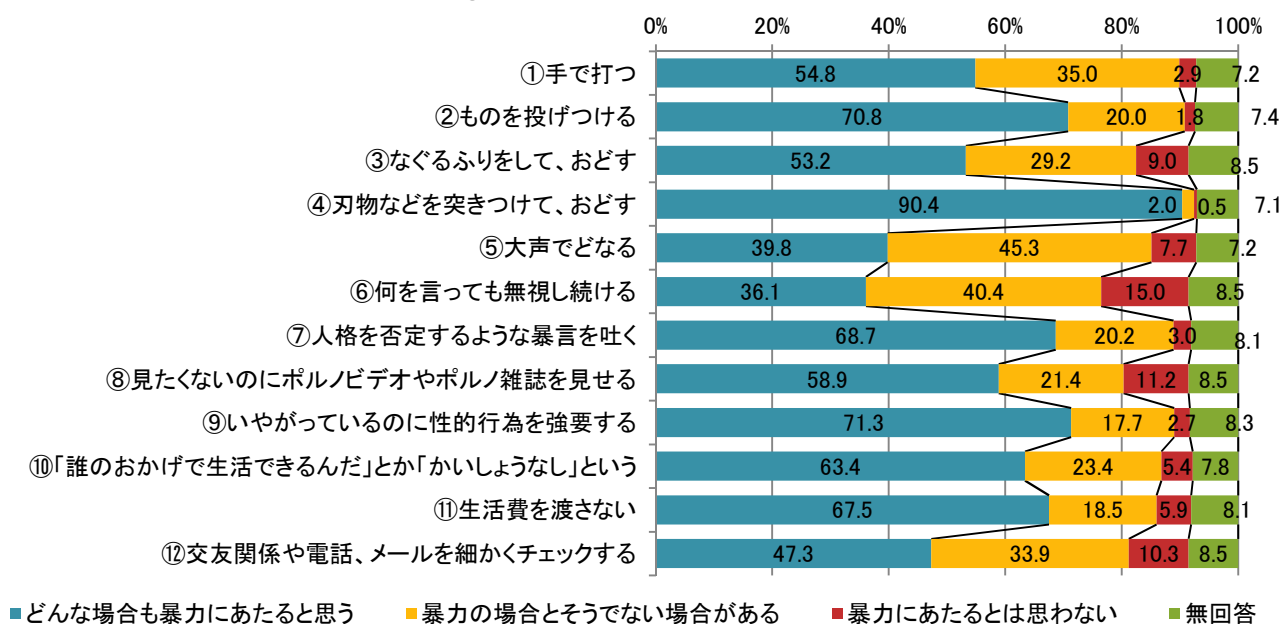
2 配偶者等からの暴力に関する県民の意識

本県では、男女共同参画や女性に対する暴力についての県民の意識や実態を把握するため、平成26年度に「男女共同参画社会づくりのための意識調査」を実施しました。

この意識調査は、県内に居住する20歳以上の男女3,000人を対象に郵送による調査を行い、有効回収数1,289票で有効回収率は43.0%でした。

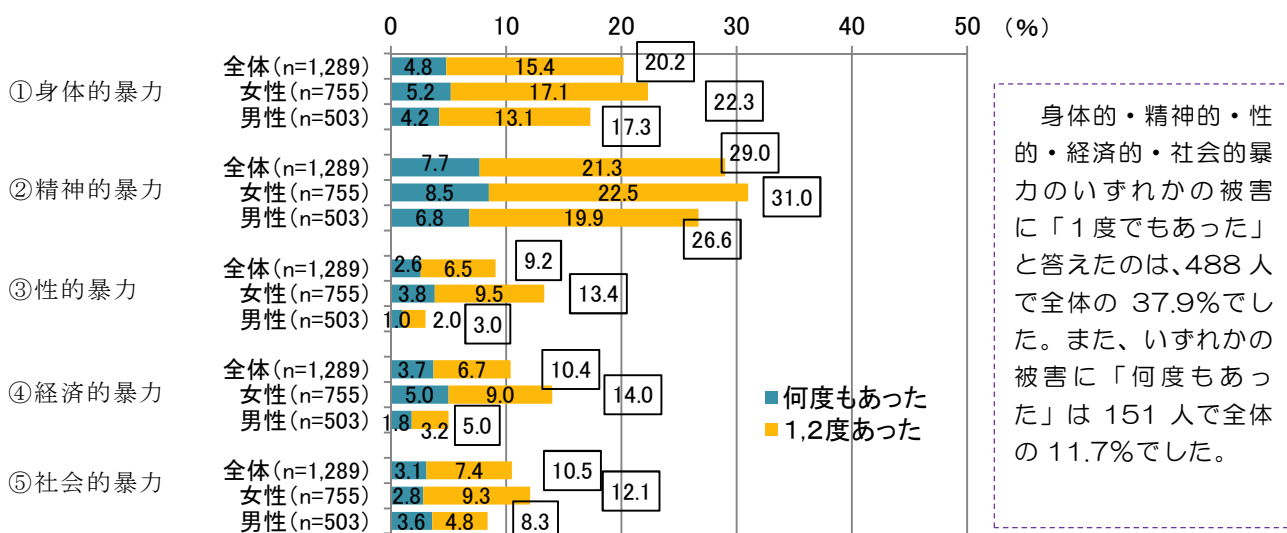
この意識調査における結果は以下のとおりです（図④～⑧を参照。）。

図④ 行為についての暴力としての認識

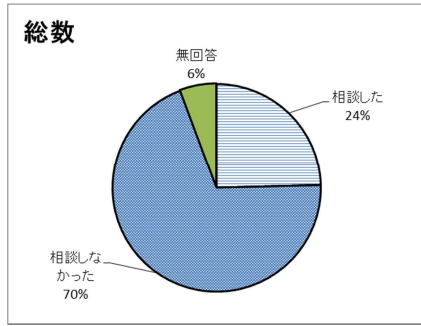


「何を言っても無視し続ける」15.0%、「見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」11.2%、「交友関係や電話、メールを細かくチェックする」10.3%の項目では、「暴力にあたるとは思わない」と回答した人が1割を超えています。

図⑤ 配偶者や恋人など親しい人間関係にある人との間の被害(DV被害)の経験



図⑥ DV被害に「一度でもあった」と答えた人の相談の有無

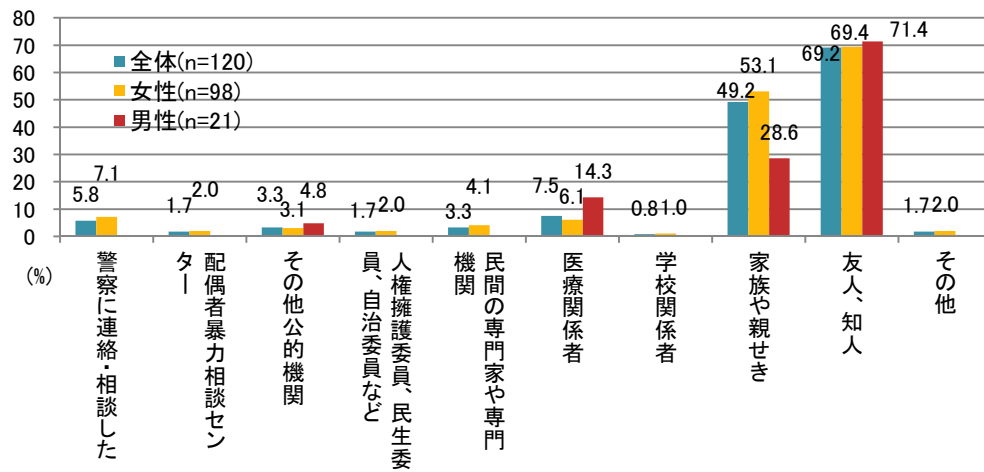


	相談した	相談しなかった	無回答
総数	24.6	69.7	5.7
女性	30.8	63.5	5.7
男性	13.0	82.1	4.9

(%)

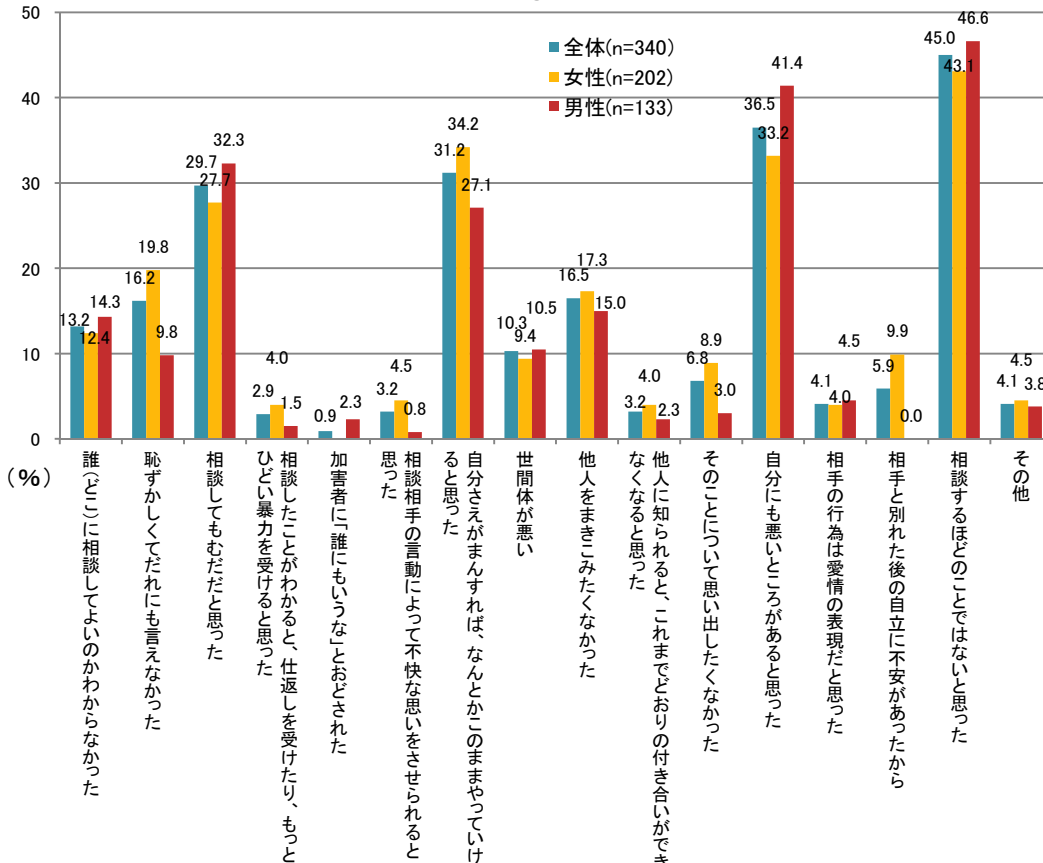
相談した人は、約4人に1人に留まっています。
男性は女性と比較して相談した割合が低くなっています。

図⑦ DV被害の相談先



「友人、知人」や「家族や親せき」が圧倒的に多く、公的機関への相談は非常に少ない状況です。

図⑧ 相談しなかった理由



「相談するほどではないと思った」や「自分にも悪いところがあると思った」等の理由が非常に多く、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていた」や「相談してもむだだと思った」も多くなっています。

第3章 計画の内容

1 計画の体系

第4次大分県DV対策基本計画			
基本理念	基本目標	重点施策	具体的取組
配偶者等からの暴力のない社会を目指して	I 暴力根絶のための啓発と教育の充実	1 暴力を許さない社会意識の醸成	(1) DVに関する研修や学習機会の充実 (2) 多様な広報媒体をつかった啓発 (3) 女性に対する暴力をなくす運動の充実
		2 若年者に対する人権教育・DV予防啓発の推進	(1) 学校における人権教育の充実 (2) 中学・高校・大学生向けDV予防啓発 (3) 教職員・相談員・保護者に対する研修
		3 DVに関する調査・研究	(1) 被害者に関する調査・研究 (2) 加害者への効果的な対策の検討
	II 迅速な通報・相談しやすい体制づくり	4 迅速な通報につながる体制整備	(1) 医療関係者等に対する周知や研修 (2) 福祉関係者等住民に身近な人々への理解促進 (3) 児童虐待防止関係機関等との連携
		5 相談体制の充実・強化	(1) 配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実・機能強化 (2) 警察の相談体制の充実・強化 (3) 市町村の相談機能の強化 (4) DV・性暴力の相談窓口の周知、広報
		6 相談従事者等の資質の向上	(1) 相談従事者向け研修の充実
		7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者への適切な対応	(1) 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者への相談の充実 (2) 外国人向けリーフレットの活用 (3) 障がい者向けリーフレットの活用
	III 安全で安心できる保護体制づくり	8 緊急時の安全確保	(1) 被害者の安全な移送の確保 (2) 避難場所の確保
		9 一時保護体制の充実	(1) 一時保護所の整備・充実 (2) 一時保護委託先の拡大等 (3) 県外施設等との連携
		10 保護命令発令に対する適切な対応	(1) 配偶者暴力相談支援センターの対応 (2) 警察の対応 (3) 教育委員会の対応
	IV 被害者の自立に向けた支援の展開	11 被害者への心理的支援	(1) 回復のための心理的ケアの充実 (2) 被害者のエンパワーメント
		12 同伴児等への支援	(1) 心理的ケアの充実 (2) 児童相談所との連携 (3) 医療機関との連携 (4) 学校、教育委員会の対応
		13 生活基盤確立のための支援	(1) 住宅確保のための支援 (2) 就労のための支援 (3) 市町村等と連携した各種制度の活用
		14 地域でのフォローアップの充実	(1) 一時保護終了後の継続的支援 (2) 子どもの支援に関わる関係機関の連携
	V 推進体制の整備	15 関係機関の顔が見えるネットワークづくり	(1) DV被害者支援関係機関の連携の充実
		16 市町村の被害者支援体制整備への支援	(1) 市町村基本計画の策定と市町村配偶者暴力相談支援センターの設置等への支援 (2) 支援ネットワークづくり (3) 地域における支援者の養成
		17 NPO等民間団体との連携と協働	(1) 民間団体との連携と協働 (2) 民間団体への活動支援
		18 おおいた性暴力救援センターとの連携	(1) 性的暴力を受けた被害者へのきめ細かな対応
		19 被害者等に係る情報の保護	(1) 情報の適切な管理と秘密の保持
		20 苦情解決体制の整備	(1) 相談機関の苦情解決体制の充実 (2) 公正な苦情解決

2 施策の展開

基本目標Ⅰ 暴力根絶のための啓発と教育の充実

男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有するとともに、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解することが必要です。

また、若者たちの間でも、交際中の男女間においてDVと同じような暴力が起きていることから、次代を担う若者たちに対しても、発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育や学習を、家庭・学校・地域等の中で取り組んでいく必要があります。

効果的な啓発と教育、支援を行うためには、被害者の実態を把握する必要があります。

重点施策1 暴力を許さない社会意識の醸成

【現状と課題】

女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位・経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、女性の人権軽視のなごりなど、我が国の男女が置かれている状況に根ざした社会的・構造的問題があります。

DVや性暴力等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという県民意識の醸成が必要です。本県では、DVや性暴力の防止に関する研修会や男女共同参画に関する講座の開催、啓発リーフレットやカード、広報誌による啓発等を実施してきました。

DV防止に向けての県民の理解は高まってきましたが、一方で、自身が受けている暴力が不当なものだと自覚していない被害者や相談機関を知らない被害者もまだまだ多数います。

県民一人ひとりのDVや性暴力に関する理解を深め、暴力の潜在化を防ぎ、被害者が相談窓口を利用できるよう、今後もあらゆる機会を通じて、暴力のない社会づくりに向けた広報・啓発の充実・強化を図る必要があります。

【具体的取組】

(1) DVに関する研修や学習機会の充実

① 市町村や企業、学校などで行われる研修等へ、講師を派遣するとともに、市町村や関係機関、関係団体と連携・協力して研修会や講演会を実施し、県民の学習機会の充実を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞

② DV予防啓発の充実・強化を図るため、啓発講師の養成を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(2) 多様な広報媒体をつかった啓発

- ① 啓発用リーフレットやカードを必要に応じて改定するとともに、県や市町村の広報誌・ホームページ・SNS、テレビ・ラジオ・新聞等のメディアを通じて、県民に対して広くDVや性暴力に対する知識や相談窓口について広報・啓発を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) 女性に対する暴力をなくす運動の充実

- ① DVや性暴力等女性に対する暴力の根絶に向けて、市町村及び関係機関と連携した「女性に対する暴力をなくす運動(※)」を実施するとともに、「パープルリボン運動(※)」を実施するなど広く県民に向けて創意工夫した集中的な啓発活動を行うなど、一層の充実を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞



(※) 女性に対する暴力をなくす運動

国、地方公共団体、女性団体及び関係団体等が連携、協力し、女性に対する暴力の問題に関する取組の一層の強化と、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る活動です。

期間は、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間と定められています。



(※) パープルリボン運動

1994年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶の運動で、現在、40か国以上の国々に広がり、国際的なネットワークに発展した草の根運動です。

パープルリボンには、「あなたはひとりではない」というメッセージが込められており、それを身につけることでパープルリボン運動の趣旨への賛同を表明することができます。



【現状と課題】

DVの背景には、固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題があります。

人間の意識や価値観は、幼少期から形成されるため、学校・家庭・地域において人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を促進することが必要です。

また、近年、デートDV(※)と呼ばれる学生等若いカップルの間で起こる暴力も問題となっています。

若年者に対し、お互いを尊重しあえる対等な関係を築くことの大切さを考える機会を積極的に提供することは、将来のDVの発生防止につながり大変有用であることから、関係機関等と連携した啓発を行うことが重要です。

本県では、中学生、高校生、大学生、教職員を対象としたデートDV防止セミナーを開催し、予防啓発や相談機関の周知に取り組んでいますが、今後も未来のDV被害者・加害者を生まないための人権教育や予防啓発に取り組み、社会からDVをなくす必要があります。

また、若年者に接する機会が多い関係機関の職員や保護者に対し、DVに関する理解や被害者支援施策の周知を図ることが必要です。

【具体的取組】

(1) 学校における人権教育の充実

① 学校教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図ります。

また、他者とともによりよく生きる力を育むため、道徳教育の改善充実を図ります。

DVやデートDV、女性の人権問題などの講演会や研修を通して教職員の理解を進め、児童生徒に対して固定的な性別役割分担意識の解消や女性の人権尊重の浸透を図り、女性の人権を保障する社会づくりの推進に努めます。

＜教育庁義務教育課、生徒指導推進室、特別支援教育課、
高校教育課、人権・同和教育課＞

② 私立学校においては、児童生徒が広く人権意識を涵養するため、大分県私学協会の定める大分県私立学校人権教育基本方針に基づき各私立学校が人権教育の充実を図るよう関係機関と連携して助言を行います。

＜私学振興・青少年課＞

(2) 中学・高校・大学生向けDV予防啓発

① 中学生、高校生、大学生を対象とした、暴力を許さない人権教育やデートDVに関する講座の実施、またDV予防啓発用冊子の活用により、若年層へのより効果的な啓発に取り組めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

② 若年者に対し、配偶者暴力相談支援センターや性暴力救援センター等の相談窓口の周知を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(3) 教職員・相談員・保護者に対する研修

- ① 教職員を対象とした、DVやデートDVに関する研修等を行い、DVについて理解を深めるとともに、予防教育講座を担うことができる人材の養成に努めます。
 < 県民生活・男女共同参画課 >
- ② 若年者を対象とした相談機関の相談員等や保護者に対して、正しい理解と被害者支援施策の周知を図るため、DVに関する研修を行います。
 < 県民生活・男女共同参画課 >



(※) デートDV

DVは、夫婦など一緒に暮らしている親密な関係にある人からの暴力ですが、交際相手からの暴力を「デートDV」といいます。

デートDVは、つき合っているお互いが対等の関係ではなく、一方が相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を押しつけ、力で相手を自分の思うようにする（支配する）ことです。暴力の種類は様々で、身体的暴力はもちろん、精神的暴力や性的暴力もあります。

※ 若年者向けに作成したDV予防啓発用冊子（抜粋）

これって愛？

漫画 ● みこら 原作 ● アウェア
ミキとケンの場合

あいつ絶対ヘンだよな

おかしいよね

そーそー それでね!

はははは

彼女とつきあいはじめたのは3か月前 クラスの中でも浮いてないし 俺のこと好きだし

初めて会ったときから彼のことが大好き! ルックスはもうん頭だてていいし 全部好き

私もっと可愛くなりたい 彼好きになりたい

それが俺の彼女

それでデートはどうだった? 白でキメてったんでしょ?

うん

どした? 元気ないじゃん!

それかね...



09 自分が暴力的な態度をとっていないかチェックしましょう

あなたは…

- 1. デート相手が自分の意見に従わないと、いらいらしたり怒ったりしますが
 - 2. 相手が自分だけでなく、他の人とも仲良くしていることに嫉妬して責めますか
 - 3. 相手に対して何をするか、誰と話すか、どこへ行くか、何を着るかなどについて指示し、それは相手のためだと思っていますか
 - 4. 腹を立てたとき、相手の目の前で物をたたいたり、壊したり、投げたりしますか
 - 5. 腹を立てたとき、相手の腕や肩をつかんだり、押ししたり、たたいたりしますか
 - 6. 二人のことで、相手の考えや希望を尊重しないで、自分一人で決めることが多いですか
- ⇒ ひとつでも該当する項目があったら、自分の態度・行動を見直しましょう

10 相手の暴力的態度を見分けましょう

デート相手は…

- 1. あなたに対して「バカ」とか「お前になんかできっこない」など、人をおとしめる言い方をしますか
 - 2. あなたが誰と話すか、家族や友だちの誰と一しょにいるかなど、何でも知りたがって聞いてきますか
 - 3. 怒ったとき物にあたるなど、あなたが怖いと感じるような態度・行動をしますか
 - 4. 二人がけんかしたとき、あなたが怒らせるようなことを言ったからだと言ってあなたを責めますか
 - 5. あなたの携帯電話を勝手にチェックして、友だちのメールやアドレスを消せと命令したり消したりしますか
 - 6. あなたの希望や考えを尊重しないで、勝手に物事を決めることが多いですか
- ⇒ ひとつでも該当する項目があったら、デートDVではないか考えてみましょう

【現状と課題】

本県では、平成 26 年度に「男女共同参画社会づくりのための意識調査」を実施し、DV被害体験の実態把握を行いました。今後も被害者等の実態把握に努めるとともに、国等の調査結果を参考にしながら、被害者の心身の健康を回復するための方法など被害者支援に向けた調査研究を行うことが必要です。

また、DVをなくし誰もが安心して暮らせる社会をつくるためには、被害者を保護・支援する対策を推進するとともに、加害者対策の取組も重要です。国では、第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）において、加害者の更生に関する取組として、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する。」とされており、その動向を注視する必要があります。

【具体的取組】

(1)被害者に関する調査・研究

- ① 実態調査の方法等を検討し、被害者や職務関係者のより詳細な実態把握に努め、今後の効果的な支援のあり方等を研究します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(2)加害者への効果的な対策の検討

- ① 加害者対策については、有効な指導方法等が確立していないため、引き続き国等の状況について情報収集を行い、動向に応じ、対策を検討します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

基本目標Ⅱ 迅速な通報・相談しやすい体制づくり

DVは、家庭内という人目に触れることが少ない場所で、親密な関係の男女の間で起こることから、外部から発見することが困難な上、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。場合によっては、被害者の命にもかかわる重大な事態になることも予想されます。

しかしながら、被害者は、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」といった認識や、家庭の事情、加害者からの報復の恐怖、度重なる暴力による無力感等により周囲の人や相談機関等に相談や保護を求めることをためらう傾向にあります。

法では、DVを発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないとされていることから、通報についての法の規定と趣旨について、県民や関係者への周知に努めることが必要です。

配偶者暴力相談支援センターや警察、その他の関係機関は、被害者の意思を十分に尊重しつつ、被害者の訴えに耳を傾け、適切な助言や援助を行うなど、被害者が安心して相談できる体制づくりをすることが必要です。

重点施策4 迅速な通報につながる体制整備

【現状と課題】

医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等）や消防署の救急隊員等は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されています。

また、民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、DVを発見しやすい立場にあることから、DVの正しい理解と被害者への適切な対応が重要です。

本県では、被害者の早期発見、早期対応を図るため、被害者の第一発見者になり得る職務関係者に対して、DVの基礎知識や法律等に関する「DV防止啓発研修」を実施しています。

DVと児童虐待は相互に関連し、併存する可能性が高いことから、被害者の早期発見、早期解決を図るためには、児童虐待防止関係機関と配偶者暴力相談支援センター等のDV被害者を保護・支援する機関が、より一層連携を密にし、協力して問題解決に当たることが必要です。

また、学校や保育施設等は、DVや児童虐待を発見する機会があるため、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所などの専門機関への迅速な連絡と、関係機関との連携による被害者への支援が必要です。

【具体的取組】

(1) 医療関係者等に対する周知や研修

- ① 医師会や看護協会を通じ、医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、相談機関等に関する周知や研修の実施を要請します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 消防署の救急隊員等に対して、DVの正しい理解と救急現場での被害者への対応についての研修を実施します。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 医療機関を受診したDV被害者に、二次的被害が生じることのないよう、医療関係者に対し、「医療関係者のためのDV被害者対応マニュアル」を活用した研修等を実施します。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ④ 社会福祉施設等の職員に対して、DVの正しい理解と被害者への対応について、協力が得られるよう、広報を行うとともに、研修の実施に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(2)福祉関係者等住民に身近な人々への理解促進

- ① 民生委員児童委員協議会や地方法務局、人権擁護委員協議会等と連携・協力し、地域の民生委員・児童委員、人権擁護委員等に対し、DVの正しい理解を促すための研修を実施します。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 市町村人権啓発担当者や人権啓発講師に対し、女性の人権や女性に対する暴力に関する研修を実施します。
＜人権・同和対策課＞

(3)児童虐待防止関係機関等との連携

- ① 児童虐待事例の発見からの通報・保護が円滑に行えるよう、「大分県要保護児童対策地域協議会」において情報提供を行い、児童虐待防止連絡機関のDVに関する理解促進を図るとともに、連携の強化に努めます。
＜こども・家庭支援課＞
- ② 保健所では、児童虐待やDVの防止・早期発見の観点から、市町村等地域の関係機関との連携を強化し、専門機関の紹介等を行います。
＜福祉保健企画課＞
- ③ 「大分県人権教育推進計画（改訂版）」（平成27年2月）に基づき、女性の人権（DV・デートDV）に関する研修等を実施し、知識の周知を図ります。
＜教育庁人権・同和教育課＞

【現状と課題】

複雑、多様化した相談に適切に対応するとともに、潜在的なDV被害者の早期発見につなぐため、婦人相談所では、保健師等の専任職員を配置し、体制の強化を図っており、アイネスでは、様々な問題や悩みの相談に対応する「女性総合相談」及び「男性総合相談」を設置しています。また、専門的な判断や助言が必要な場合は、弁護士による無料法律相談日を設定しているほか、他の専門機関を紹介しています。

警察では、相談窓口の一本化による相談受理体制の強化や警察安全相談員の配置など、相談業務を充実するとともに、被害者等が、警察に通報した際の迅速な通報受理・指令体制を整えています。

また、相談窓口等への女性警察官等の配置や警察職員の対処能力の向上を図っています。

被害に遭いながらも誰にも相談していない被害者は依然として多く、被害者からの早期の相談を促すためにも、相談窓口を広く周知・広報するとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心に、市町村をはじめ各相談機関相互の一層の連携を図ることが必要です。

【具体的取組】

(1) 配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実・機能強化

① 婦人相談所は、一時保護機能を有することから、種々の事例を通じたノウハウを蓄積し、市町村の相談窓口では対応が困難な事例に対する専門的支援や、広域対応を含めた調整機能の強化に努めます。

アイネスは、相談員向け研修等の充実を図るとともに、市町村や婦人相談所、警察など関係機関相互の連携を強化していきます。

＜こども・女性相談支援センター(※)、県民生活・男女共同参画課＞

② 関係機関との円滑な連携と被害者の負担軽減や二次的被害防止のため、同行支援の充実強化に努めるとともに、「DV相談共通シート」の活用を進めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

③ 繰り返されるDVや加害者に対する恐怖等により精神的に不安定な状態にある被害者に対して、こころとからだの相談支援センター(※)等相談窓口の情報提供や、医療機関の受診を勧奨します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

④ 保護命令の申立て、離婚、子どもの親権、財産分与など被害者が抱える法律問題について、専門的助言を行うため、弁護士による法律相談の充実努めるとともに、必要に応じて法テラスを紹介します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

⑤ アイネスの「男性総合相談」において、男性被害者からの相談に対応します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ⑥ こころとからだの相談支援センターでは、加害者の暴力の背景に何らかの精神的要因があると思われる場合は、関係機関と連携を図りながら、相談に対応します。
＜こころとからだの相談支援センター＞

(2) 警察の相談体制の充実・強化

- ① 警察安全相談受理体制の充実・強化を図るとともに、女性警察官のDV担当係や警察安全相談係の配置、女性嘱託職員の配置を行うなど、被害者が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、DV事案等の対処について、引き続き、専科教養や各署への巡回教養等を行っていきます。

＜警察本部広報課、生活安全企画課＞

- ② DV事案の受理時に、警察本部と警察署が一体となり、事案の危険性・切迫性を的確に判断するとともに、状況に応じて、被害者の同意を得て携帯電話番号や自宅の電話番号を警察本部通信指令室に登録し、有事の際の迅速な対処を図るなど、被害者の安全確保に努めます。

＜警察本部生活安全企画課＞

(3) 市町村の相談機能の強化

- ① 市町村職員研修への講師派遣、DV対策先進事例に関する情報提供等、市町村の相談体制の整備を支援します。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(4) DV・性暴力の相談窓口の周知、広報

- ① 県の広報紙など各種の広報媒体を通じて相談窓口の周知、広報を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 各相談窓口を記載したカードを、女性トイレ等被害者が手に取りやすい場所に備え置き、商業施設等の協力を得て、設置場所の拡大に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞



(※) こども・女性相談支援センター

児童虐待、養育困難、心身の発達遅れ、不登校や非行など児童に関する専門的な相談やDV、生活困窮、離婚問題など女性に関する様々な相談に応じ、必要な支援を行う大分県の行政機関です。中央児童相談所、婦人相談所の機関から構成されています。



(※) こころとからだの相談支援センター

身体、知的、精神に障がいのある方やそのご家族、うつや不眠などのこころの健康が気になる方等の相談支援を行う大分県の行政機関です。精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の3つの機関から構成されています。

なお、「精神保健福祉センター」では、心の健康や病気に関する相談、精神障がい者の社会復帰のための支援、研修、講座等の他、関係機関への専門的・技術的支援や自立支援医療（精神通院）及び精神障害者手帳の判定や交付などを行っていません。

【現状と課題】

相談従事者はDVの起こる背景やDVの特性を十分に理解し、被害者が必要とする支援を受けられるよう適切な対応が求められます。また、相談従事者の不適切な言動により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要です。

このため、関係機関の相談従事者に対して、各種研修や外部の専門家によるスーパーバイズを実施しています。

警察においても、女性警察官をはじめとしたDV事案を担当する職員に対する研修を行っています。

今後も、関係機関が共通認識の下に、連携・協力して統一的な被害者支援が行えるよう、各種研修を通じて、相談従事者の資質向上に努めます。

また、相談に応じる過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態に陥る等相談従事者の心身の健康が損なわれることのないようメンタルヘルス対策が必要です。

【具体的取組】

(1) 相談従事者向け研修の充実

① 配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談従事者に対し、相談員として必要な知識や技術の習得と資質向上を図るため、DV相談員等研修会やブロック別を実施する事例検討会等を継続的に実施します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

② DVや女性問題等についての専門研修への派遣や外部の専門家によるスーパーバイズ、相談員ストレスケアを実施するとともに、各種研修では、事例検討、被害者への二次的被害の防止、相談従事者のメンタルヘルス等に関する内容を盛り込むなど充実を図ります。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

③ 「DV相談・対応マニュアル」の活用を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

【現状と課題】

被害者に関わる職務関係者は、被害者の年齢や性別、国籍、障がいの有無等を問わず、その人権を尊重し、その安全の確保及び秘密の保持に十分配慮する必要があります。

外国人については、言語や文化の違いが障壁となり、相談窓口などの必要な支援情報から疎遠となったり、実際に相談する場合においても、相談する内容が伝わりにくい状況があります。

配偶者暴力相談支援センターでは、外国人から相談があったときは、通訳の確保に努めており、外国語のDV啓発リーフレットにより対応しています。

DVを含む外国人生活相談やボランティア・留学生による通訳支援体制は整備されてきました。こうした支援体制の周知について、今後も努力をしていく必要があります。

障がい者や高齢者についても、DVに関する相談機関の情報が届きにくかったり、被害者がより潜在化しやすい状況にあります。職務上、障がい者や高齢者に接する機会の多い関係機関の職員に対し、DVの理解や被害者支援施策の周知を図るとともに、連携を促進して相談しやすい体制整備を図ることが必要です。

性的少数者に対する理解を進め、適切な対応を行う必要があります。

【具体的取組】

(1)外国人・障がい者・高齢者・性的少数者への相談の充実

- ① 外国人被害者への相談、支援において国際交流プラザ等と連携して、通訳の確保等適切な対応に努めます。また、国際交流プラザの相談担当職員に対し、DVに関する研修を行います。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

- ② 国際交流プラザの外国人生活相談や通訳支援体制を維持・整備していくとともに、今後は国際交流プラザの機関誌や外国語情報誌などを通じて支援体制の広報に努めます。

＜国際政策課＞

- ③ 障がい者、高齢者のDV未然防止と被害者の適切な保護を図るため、市町村の担当窓口をはじめ、市町村自立支援協議会や相談支援事業所、地域包括支援センター等関係機関に対して、会議等の機会を利用して、DVに関する研修を行い理解の促進を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ④ 配偶者暴力相談支援センターと市町村や地域包括支援センター等福祉関係機関の障がい者及び高齢者に係る相談窓口との連携を強化するとともに市町村が行う福祉施策等も勘案し、被害者の心身の状況に十分配慮した早期の対応と適切な支援に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ⑤ DV相談員の研修において、性的少数者に関する内容を盛り込むなど相談体制の充実を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(2)外国人向けリーフレットの活用

- ① DV啓発リーフレット外国語版（英語、中国語、韓国語）を活用します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3)障がい者向けリーフレットの活用

- ① 視覚障がい者のためのリーフレット（点字版）を活用します。
＜県民生活・男女共同参画課＞



(※) 性的少数者

何らかの形で「性」のあり方が少数派の人をいい、LGBTなどが含まれる。

LGBTとは

Lはレズビアン(Lesbian)：女性に恋をする女性

Gはゲイ(Gay)：男性に恋をする男性

Bはバイセクシュアル(Bisexual)：男性・女性どちらにも恋をする人

Tはトランスジェンダー(Transgender)：心の性別と身体の性別に違和感を持っている人（性別違和(性同一性障害)と診断を受けた人を含む。）

他にも、恋愛感情を持たないアセクシュアル(aseexual)、自分でもわからない、決められないクエスチョニング(questioning)など性のありよう(sexuality)は人さまざまです。

基本目標Ⅲ 安全で安心できる保護体制づくり

被害者の保護に当たっては、何よりも被害者の安全の確保を最優先にすることが重要です。夜間・休日や一時保護所から離れている相談窓口等に緊急に保護を求めてきた被害者に対しては、一時保護所までの安全な移送に特に配慮する必要があります。また、市町村と連携し、一時保護が決定されるまでの間、安全な避難場所を確保することも必要です。

保護命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター、警察、関係機関が連携し、被害者等の安全を図る必要があります。

重点施策 8 緊急時の安全確保

【現状と課題】

緊急に保護する必要がある場合には、市町村や警察などの関係機関が連携して安全な移送に努めています。

警察でDV事案を受理した場合は、被害者等の安全確保を第一に事案の危険性・切迫性を判断し、避難場所の確保をしています。

今後は、特に夜間・休日等の対応を迅速、的確に行うため、関係機関による連絡、移送体制の充実を図るとともに、被害者の近隣に一時保護が行われるまでの間の避難場所を確保することも必要です。

【具体的取組】

(1) 被害者の安全な移送の確保

- ① 被害者の一時保護が必要な場合において、休日や夜間など緊急に移送が必要と認められるときは、保護の求めを受けた機関をはじめ、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等の関係行政機関が常に連携し、情報交換等により、被害者の立場を考慮しながら、安全な移送に努めます。

＜こども・女性相談支援センター＞

(2) 避難場所の確保

- ① 緊急な保護が必要な場合は、引き続き、配偶者暴力相談支援センターと連携し、シェルターへの一時保護や、公費負担による宿泊費の助成により、避難場所の確保に努めます。
＜警察本部生活安全企画課＞
- ② 夜間・休日等の迅速、的確な移送ができるよう、現在一時保護委託先がない地域での委託先の確保を検討します。
＜こども・女性相談支援センター＞

【現状と課題】

一時保護所では、安全性の確保とともに、被害者の心身の回復を図り、被害者が自分自身を取り戻して、自分の力で問題を解決できるように支援していく場とするため、多様なニーズに応じた対応が行えるよう、保護体制のより一層の整備、充実を行っていく必要があります。

入所時に同伴する児童は、入所者が監護することが原則ですが、裁判所や市役所へ外出する場合等、同伴児童の一時保育が必要な場面が多々あります。また、同伴児童は、一時保護中は通学ができないため、学習面の不安を抱えています。

こうした状況を踏まえ、平成 25 年度から専任の同伴児童対応指導員を配置し、同伴児童に対する保育や学習面の支援を強化しています。

障がい者や高齢者、外国人等多様なニーズに配慮した受け入れ体制の整備、充実も求められます。

この他、加害者が執拗に探し回り、追いかけてくる場合には、県外施設への入所等が必要になる場合もあり、他県との広域的な連携が必要になっています。

【具体的取組】

(1)一時保護所の整備・充実

- ① 一時保護所の入所者及び同伴児童に対して、きめ細やかなケアと自立に必要な制度等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を実施します。
＜こども・女性相談支援センター＞

(2)一時保護委託先の拡大等

- ① 障がいの有無や高齢である等被害者の事情に配慮し、一時保護所において保護が困難な場合は、適切な社会福祉施設等において一時保護ができるよう委託先の拡大を図ります。
＜こども・女性相談支援センター＞
- ② 一時保護については、被害者の状況に応じて適切な保護を実施するために、必要に応じて民間シェルター等への委託を検討します。
＜こども・女性相談支援センター＞

(3)県外施設等との連携

- ① 一時保護・施設入所に関する被害者の県境を越えた送り出しや受け入れに際し、円滑に委託などの手続が行えるよう、他県との情報交換を図ります。
＜こども・女性相談支援センター＞

【現状と課題】

保護命令が発令された場合には、被害者等の安全確保について配偶者暴力相談支援センターや警察をはじめ、各関係機関が連携し、適切な対応をすることが重要です。

警察では、DV事案の対応について、被害者等の安全確保を第一として、配偶者暴力相談支援センターや学校等関係機関等との連携を密にし、保護命令発令後における加害者への面接の実施や、被害者への定期連絡を実施するなど、被害者等の状況を把握し、安全対策に努めています。

加害者のもとから避難している被害者と同居する子どもが通学する学校や通所する保育所等においては、被害者から申出があった場合に、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居住地が知られることがないように、十分配慮することが求められます。

【具体的取組】

(1) 配偶者暴力相談支援センターの対応

- ① 保護命令が発令された被害者及び被害者の子ども又は親族等の安全確保について、具体的対応ができるよう、関係機関との一層の連携を図ります。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

- ② 被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、適切な情報提供や助言等に努めます。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

- ③ 教職員や保育士等に対し、「教育関係者のためのDV被害者対応マニュアル」を活用した研修等を通じ、DVやDVが子どもに与える影響等についての理解を深めるとともに、保護命令が発令されたことについて、被害者から申出があった場合や加害者側からの問い合わせ等への適切な対応について周知を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(2) 警察の対応

- ① 保護命令が発令された場合は、加害者に面接し、保護命令の遵守について指導するとともに、被害者や被害関係者に対して、定期的な連絡や安全確認などの保護対策を図ります。

＜警察本部生活安全企画課＞

- ② 被害者への危険性・切迫性を的確に判断し、関係機関と連携した一時避難の実施や加害者の検挙・警告等を行います。

＜警察本部生活安全企画課＞

(3) 教育委員会の対応

- ① 被害者や被害者と同居している子どもに対して接近禁止命令が発令されていることについて、被害者から申出があった場合は、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居住地が知られることがないように、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報管理を徹底し、特別な配慮を要する児童生徒の情報共有を教職員間で図ります。

＜教育庁義務教育課、生徒指導推進室、特別支援教育課、高校教育課、人権・同和教育課＞

基本目標Ⅳ 被害者の自立に向けた支援の展開

被害者がそれまでの生活の場所を離れ、新たな場所で自立するに当たっては、住宅の確保、就職、子どもの養育など生活面、経済面の自立はもとより、長い間の暴力により疲弊した心身の回復を図ることが重要です。

被害者の自立支援に当たっては、配偶者暴力相談支援センターは、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされています。

配偶者暴力相談支援センターが中心となって、民間団体を含む関係機関との連携を図りながら、それぞれが被害者の自立に向けた適切な支援を行う必要があります。

また、被害者への支援内容が適切であったかどうかについて確認・検討を行い、今後、被害者の問題解決に結びつけていくことが重要です。

重点施策 1 1 被害者への心理的支援

【現状と課題】

被害者は、繰り返される心身への暴力に傷つき、恐怖や苦痛で混乱していたり、生活への不安に駆られていたりすることが多いことから、心身をケアし、健康回復を図るための専門的な支援が必要です。

婦人相談所では、一時保護所の入所者に対して、心理判定員等によるカウンセリングを実施しています。

アイネスでは、「女性総合相談」窓口において、専門の相談員が女性の抱える様々な問題や悩みに関する相談に対応しています。また、危機的介入期を過ぎた被害者に対して、自助グループの支援を行っています。これらに加え、回復のためには、臨床心理士等による専門的なカウンセリングも必要です。

【具体的取組】

(1)回復のための心理的ケアの充実

- ① 被害者に不安や抑うつ、不眠など日常生活に支障を来すような症状がある場合に、精神科医等の専門家によるカウンセリング等を勧奨します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

- ② 一時保護所の入所者に対して、心理判定員による心理面接やDV教育、保健師による健康チェックや保健指導等を行います。

＜こども・女性相談支援センター＞

- ③ アイネスにおいて、臨床心理士等による継続的な心理的ケアに取り組みます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ④ 保健所は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者が心理的な安定を取り戻すための精神保健に関する地域の相談窓口として対応します。

＜福祉保健企画課＞

(2)被害者のエンパワーメント(※)

- ① 危機的介入期を過ぎた被害者の相談・交流の場を提供するとともに、参加者が自助グループの活動に移行する場合や、被害者が主催する自助グループの運営に対しての支援を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 自宅に居ながらエンパワーメントに必要な資料・情報等を得られるよう、おおいた女性チャレンジサイトを拡充し、就労や子育てを支援する女性総合応援サイトの開設を検討します。
＜県民生活・男女共同参画課＞



(※) エンパワーメント

誰もが本来持っている生命力や個性などの潜在能力を取り戻すこと。

重点施策 1 2 同伴児等への支援

【現状と課題】

配偶者に対する暴力が目の前で行われることは、「児童虐待の防止等に関する法律」において、心理的虐待に当たるとされています。暴力を目撃したことによって、子どもの心身にも様々な症状があらわれるとされています。

一時保護所では、同伴児の心のケアのため、心理判定員等によるカウンセリングを行っています。

また、DV被害者である母親から虐待を受けているケースもあり、児童相談所との連携のもと、適切な支援を行う必要があります。

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学に関する問題は極めて重要です。学校は、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等の関係機関と連携し、被害者に対し同伴する子どもの就学について情報提供を行うとともに、問題を抱える児童生徒の小さな変化も見逃さない教育相談体制を整備しています。

【具体的取組】

(1) 心理的ケアの充実

① 同伴児に不安や抑うつ、不眠など日常生活に支障を来すような症状がある場合は、児童相談所等への相談を勧奨します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

② 一時保護所の同伴児に対して、心理判定員による心理面接や心理検査、保健師による健康チェック等を行います。

＜こども・女性相談支援センター＞

(2) 児童相談所との連携

① 「児童虐待の防止等に関する法律」にもDVによる虐待が規定されていることから、児童相談所と連携しながら、適切に対応します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

(3) 医療機関との連携

① 専門的な援助が必要と思われる児童については、児童相談所等と連携して、情報提供や受診勧奨を行います。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

(4) 学校、教育委員会の対応

① 被害者の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等と連携します。

＜教育庁義務教育課、生徒指導推進室、特別支援教育課、
高校教育課、人権・同和教育課＞

② スクールカウンセラーを活用するなどして、学校での相談体制の充実を図ります。

＜教育庁義務教育課、生徒指導推進室、特別支援教育課、
高校教育課、人権・同和教育課＞

③ スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒や保護者の生活にかかる環境調整の支援を行います。

＜教育庁生徒指導推進室＞

【現状と課題】

被害者が自立するためには、住宅の確保、就労、各種支援制度や法制度の利用等生活基盤確立のための支援が重要です。

被害者の住宅支援については、県営住宅では、DV被害者から申込みがある場合、一般の申込者より当選確率を高くする優先入居の対象としている他、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、目的外使用による一時入居も可能としています。

また、一時保護施設の退所者を対象に、民間住宅又は公営住宅へ入居する場合の初期費用等の助成を行っています。

被害者の就労支援については、関係機関と連携の上、きめ細かな就業支援に取り組むとともに、配偶者暴力相談支援センターでは、ハローワークでの求職活動等への同行支援を行っています。

この他、住民票の閲覧制限、国民年金、各種健康保険、児童手当、児童扶養手当、生活保護等の各制度や様々な福祉施策の利用について情報提供を行うとともに、必要な場合は、市町村等への橋渡しを行っています。今後とも、市町村等との連携を深め、被害者の自立に必要な情報の提供に努めていく必要があります。

【具体的取組】

(1) 住宅確保のための支援

- ① 配偶者暴力相談支援センター等の被害者支援機関と連携するとともに、優先入居制度を活用し、DV被害者が速やかに県営住宅に入居できるよう支援を行います。
＜公営住宅室＞
- ② 市町村営住宅におけるDV被害者の優先入居の推進を図ります。
＜建築住宅課、公営住宅室＞
- ③ 配偶者暴力相談支援センター等の被害者支援機関と連携するとともに、県営住宅の目的外使用制度を活用し、DV被害者が新しい生活基盤を確立するまでの一時的避難に対応できるよう支援を行います。
＜公営住宅室＞
- ④ 施設入所中のDV被害者等が、アパート自立や就労を図る場合、身寄りがいないなど一定の条件を満たせば、施設長が保証人になることのできる身元保証人確保対策事業の周知と適切な運用を図ります。
＜こども・女性相談支援センター＞
- ⑤ DV被害者が、転居等に際し資金援助が必要な場合、母子・父子・寡婦福祉資金や生活福祉資金などの貸付金制度の活用について情報提供を行います。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞
- ⑥ 一時保護施設を退所した被害者等が、民間住宅又は公営住宅へ入居し自立を図る場合、家賃や初期費用等の助成を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(2)就労のための支援

- ① 相談・保護機関、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等と連携の上、ジョブカフェ、大分県中高年齢者就業支援センター、職業能力開発校において、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。
＜雇用労働政策課＞
- ② ハローワークでの求職活動に同行するなど、就労先を確保するための支援を行います。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 一時保護施設を退所した被害者等が、就職活動等で保育所等を利用する場合の保育費用の助成を行います。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3)市町村等と連携した各種制度の活用

- ① 地域での生活を支援する各種福祉制度・施策が利用できるように、情報収集に努めるとともに、市町村をはじめとする関係機関との一層の連携を図ります。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞
- ② 生活に困窮しているまたは困窮する恐れがあり、複合的な原因を抱え、各専門機関では支援しきれなかったり、社会的孤立により支援につながりにくい人については、「生活困窮者自立支援法」に基づき全ての市町村に設置された総合相談窓口での、地域の実情に応じた、包括的、個別的、継続的な支援を推進します。
＜地域福祉推進室＞
- ③ 資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対しては、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度が適切に運用されるよう、各福祉事務所を指導します。
＜地域福祉推進室＞

【現状と課題】

繰り返し家庭内で暴力を受けてきた被害者は、心身に深刻なダメージを負っていることが多くあります。その回復には長期的なケアを必要とする場合もあり、被害者が、地域で安心して暮らせるよう、サポート体制を構築していく必要があります。

また、DVは子どもの人格形成や心身の成長に深刻な影響を与えるため、DVから逃れた後に、子どもに様々な症状や問題行動が表れることがあるため、地域において、教育委員会、学校等関係機関が連携を図りながら、子どもの心のケアに関わっていくことが求められます。

【具体的取組】

(1) 一時保護終了後の継続的支援

① 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の了解のもと、市町村のDV相談窓口及び高齢者、障がい者、児童担当窓口等と連絡を取り、見守りや窓口相談対応について連携を図ります。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

② 保健所は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者が心理的な安定を取り戻すための精神保健に関する地域の相談窓口として対応するとともに、市町村と連携し、生活相談等や関係機関の紹介等の対応を行います。

＜福祉保健企画課＞

③ 孤立防止を図るため、被害者の相談・交流の場を提供し、カウンセリングや情報提供の充実に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

④ 心身の健康回復と地域での孤立防止を図るため、必要に応じて、定期的な家庭訪問によるフォローを行います。

＜こども・女性相談支援センター＞

(2) 子どもの支援に関わる関係機関の連携

① 配偶者暴力相談支援センターは、学校や地域において子どもの見守りができるよう、被害者の意向を尊重しながら、関係機関（教育委員会、学校、幼稚園、保育所、児童相談所等）に情報提供を行う等連携に努めます。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

② 学校では、教職員を対象とした人権に関する研修等を行うことにより、DVに関する知識の周知を図るとともに、要請に応じて、専門的な講師や指導主事を派遣し、校内研修に対応できる体制を整備します。

＜教育庁義務教育課、生徒指導推進室、特別支援教育課、高校教育課、人権・同和教育課＞

基本目標Ⅴ 推進体制の整備

DVの防止及び被害者の保護や自立支援については、多くの機関がかかわっているため、単一機関のみで支援を完結することは困難です。各関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、相互に緊密に連携・協力して取り組むことができるよう、推進体制の整備を図る必要があります。

また、被害者に身近な市町村での支援の充実も求められており、市町村の体制整備に向けた支援を行うことが必要です。

さらに、民間団体においても被害者支援のために様々な活動を行っており、被害者の多様な状況に応じたきめの細かいサービスや支援を行うためには、行政と民間団体とが連携・協働していくことが必要です。

重点施策15 関係機関の顔が見えるネットワークづくり

【現状と課題】

被害者支援のためには、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や、関連する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携して取り組むことが必要です。

本県では、関係行政機関、弁護士会、民生委員児童委員協議会等をメンバーとした「DV被害者保護関係機関ネットワーク連絡会議」等を開催し、関係機関の連携に努めているところです。

今後も、より効果的な被害者支援体制をつくるため、連携協力体制のより一層の充実が求められています。

【具体的取組】

(1) DV被害者支援関係機関の連携の充実

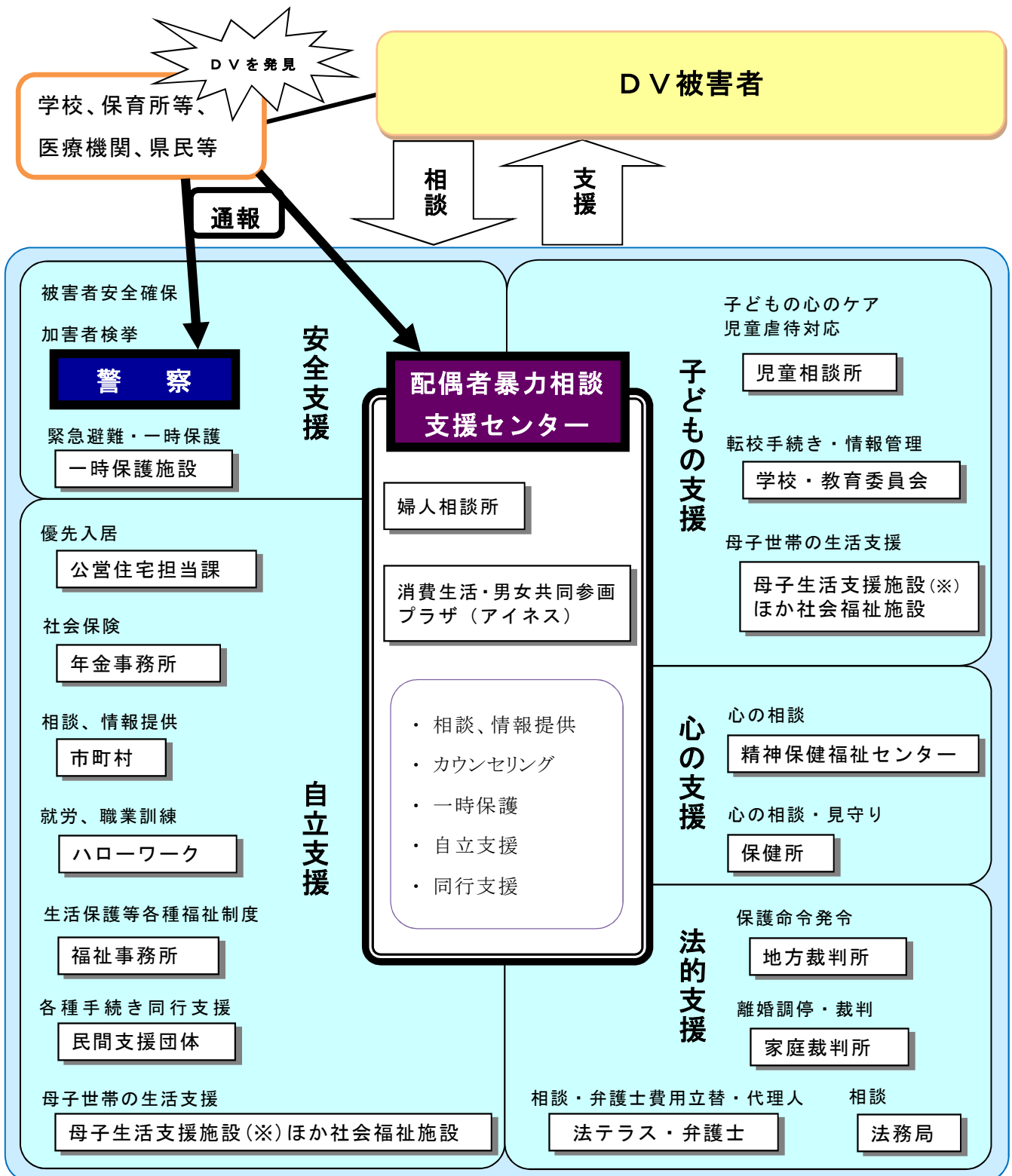
- ① 「DV被害者保護関係機関ネットワーク連絡会議」を見直し、「DV被害者支援関係機関ネットワーク会議」を立ち上げ、定期的で開催し、事例検討の実施などを通じ実効性のある連携に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

- ② 配偶者暴力相談支援センターと警察本部による「DV関係機関連絡会議」を定期的で開催し、連絡調整、課題協議等を行うとともに連携強化を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課、こども・女性相談支援センター、警察本部生活安全企画課＞

参考 DV被害者に対する支援の体制



(※) 母子生活支援施設

配偶者のない女性等及びその女性等が監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援することを目的とする施設です。

【現状と課題】

平成 19 年の法改正により、市町村においても基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされ、被害者に最も身近な行政主体である市町村が計画を策定し、地域に根ざしたきめ細かな被害者支援を行うことが求められています。

また、市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置されることは、被害者にとって、身近な相談窓口ができるとともに、被害者の緊急時の安全確保や自立に向けた継続的な支援を行う上で大変有効であるため、設置に向けた取組が望まれます。

地域における被害者支援を充実するためには、支援ネットワークをつくるとともに、DVや関係法制度に関する知識を持ち、それを実際に支援に結びつけることのできる支援者の確保が不可欠です。

【具体的取組】

(1)市町村基本計画の策定と市町村配偶者暴力相談支援センターの設置等への支援

- ① 基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センターの設置について要請するとともに、市町村の実施する施策が円滑に進むよう必要な情報の提供や助言に努めます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ② 市町村は、相談や生活保護、保険・年金、教育など多くの支援の窓口を持っていることから、被害者の負担軽減や二次的被害の防止のため支援窓口相互の連携体制の整備を働きかけていきます。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 市町村との連携強化のため、DV相談員等研修会やブロック別に実施する事例検討会等の開催、情報交換に努めます。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

(2)支援ネットワークづくり

- ① DVの発見から、情報提供、通報、相談機関へとスムーズな支援につながるよう、民生委員・児童委員、自治委員、人権擁護委員等を構成員とする、地域の被害者支援のネットワークづくりを市町村に働きかけていきます。
＜県民生活・男女共同参画課＞

(3)地域における支援者の養成

- ① 市町村窓口の相談員や民間支援団体の立ち上げ、また、地域や職場等でDV学習会の講師等を担うことができる人材の養成のため、市町村と連携して、支援者等の養成講座を開催します。
＜県民生活・男女共同参画課＞

【現状と課題】

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護については、民間団体も大きな役割を担っています。被害者の多様な状況に対応するためには、民間団体と必要に応じ、機動的に連携を図ることが必要です。

本県では、弁護士会との共催による「女性の権利110番」や、DV被害者支援団体、女性団体等の協力による「女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン」、また、弁護士会、民生委員児童委員協議会等をメンバーとした関係機関ネットワーク会議の開催等民間団体との協働のもと各種の事業を実施しています。

また、DVに関する広報・啓発や被害者支援を行う際、DV被害者支援団体と連携して実施しています。

民間団体には、被害者の保護・支援のための豊富なノウハウを有している団体もあり、今後も、行政と民間団体それぞれの特性を活かして、さらなる協働を推し進めることが重要です。

【具体的取組】

(1)民間団体との連携と協働

- ① 相談、広報・啓発、被害者同行支援等自立支援、研修・講座等の実施について、民間団体との連携・協働に努めます。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

(2)民間団体への活動支援

- ① 民間団体が主催するDVに関する講演会や学習会等イベントの後援や講師派遣、広報協力、相談員の資質向上、民間シェルターの運営など民間団体の活動を支援します。

＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞

【現状と課題】

親密な間柄であったとしても自分の意思に反して受ける性的な行為は、性暴力ですが、被害者は、もっと抵抗できたのではないか、自分にも責任があるのではないかとの思いから誰にも相談できず、一人で悩み、被害は潜在化しがちです。

心身に大きなダメージを受けた性暴力の被害者が、被害直後も、中長期的にも安心して相談や支援を受けることができるワンストップ窓口の整備が求められてきました。

本県では、平成 28 年 4 月に「おおいた性暴力救援センター・すみれ(※)」を開設し、性犯罪・性暴力被害に関する相談支援に応じています。

DVには、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、そして性的暴力があります。

今後は、性的暴力を受けたDV被害に対しては、「おおいた性暴力救援センター・すみれ」との連携が必要です。

【具体的取組】

(1) 性的暴力を受けた被害者へのきめ細かな対応

- ① 「おおいた性暴力救援センター・すみれ」と連携し、性的暴力被害を受けたDV被害者に対して、その意思を尊重しながら医療やカウンセリング等の必要な支援を行います。

＜県民生活・男女共同参画課＞



(※) おおいた性暴力救援センター・すみれ

協力医療機関や臨床心理士、弁護士等関係機関と連携して、性暴力被害にあわれた方への総合的な支援を行う大分県が設置した機関です。

専任の相談員が、被害にあわれた方の意思を尊重しながら、下記の支援を行います。

- 電話相談・面接相談
- 支援制度等の紹介
- 医療機関や警察などへの付き添い
- 臨床心理士等によるカウンセリングや弁護士法律相談の実施

【現状と課題】

被害者及びその関係者の安全確保を図るためには、被害者の住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が必要です。

配偶者暴力相談支援センターをはじめ、被害者支援に携わる多くの関係機関において、被害者等に関する情報の適切な管理と秘密の保持に努めることが必要です。

【具体的取組】

(1)情報の適切な管理と秘密の保持

- ① 被害者支援に携わる職務関係者は、被害者や同伴する子ども及びその支援者に関する情報を適切に管理し、秘密を保持します。
＜こども・女性相談支援センター、県民生活・男女共同参画課＞
- ② 市町村における被害者の情報管理を徹底するため、住民基本台帳及び国民健康保険等の閲覧制限などの適正な措置について周知を図ります。
＜県民生活・男女共同参画課＞
- ③ 教育委員会や学校においては、児童生徒の安全の確保及び個人情報の保護について職員の理解を深め、情報管理の徹底に努めます。
＜教育庁義務教育課、生徒指導推進室、特別支援教育課、高校教育課、人権・同和教育課＞

【現状と課題】

被害者の相談や保護、自立支援に当たっては、それぞれの担当職員のDVに関する理解不足や被害者に対する不適切な対応により、被害者が二次的被害を受けたり、また望む支援が受けられなかったりする事態が生じることがあります。

職員や機関の対応に関する苦情は、基本的には、当該機関において受け付け、被害者の心身の状況等に十分な配慮をしながら、適切な対応を行うことが必要です。

また、当該機関の対応内容に関して苦情申立人の理解が得られない場合や、制度・施策等の不備に対する苦情についても、適切な対応が求められます。

【具体的取組】

(1) 相談機関の苦情解決体制の充実

① 申出のあった苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速に対応し、今後の業務改善に結びつけるとともに、可能な限り、対応結果について申立人に説明を行う等、相談機関における苦情解決体制の整備・充実に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

② 研修等を通じて、相談に従事する職員の資質の向上に努めるとともに、各相談機関の苦情解決体制について周知を図ります。

＜県民生活・男女共同参画課＞

(2) 公正な苦情解決

① 県の相談機関において解決できなかった苦情や施策に関する苦情については、大分県男女共同参画推進条例に基づく「男女共同参画に関する申出処理制度」による適切な処理に努めます。

＜県民生活・男女共同参画課＞

資料編

目次

1	計画の策定経過	37
2	大分県男女共同参画審議会 委員名簿	38
3	具体的取組別 担当課・室一覧	39
4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	41
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）	52
6	主な相談窓口	58

1 計画の策定経過

時 期	会 議 等	内 容
平成 28 年 7 月 21 日	第 1 回 計画策定ワーキンググループ会議	前計画の検証、 骨子案の検討
8 月 18 日	平成 28 年度 第 1 回 男女共同参画審議会	前計画の検証、 骨子案の審議
9 月 29 日	第 2 回 計画策定ワーキンググループ会議	素案の検討
11 月 16 日	平成 28 年度 第 2 回 男女共同参画審議会	素案の審議
12 月 12 日 ↓ 平成 29 年 1 月 11 日	県民意見募集（パブリックコメント）の 実施	
1 月 31 日	平成 28 年度 第 3 回 男女共同参画審議会	案の審議
2 月 16 日	男女共同参画推進本部幹事会	案の審議
3 月 1 日	男女共同参画推進本部会議	案の審議

2 大分県男女共同参画審議会 委員名簿

氏名	役職
アオキ テルコ 青木 照子	公募委員
アオヤマ リュウジ 青山 龍志	株式会社日豊ケアサービス代表取締役
アベ タカシ 阿部 貴史	弁護士
イノウエ マサミ 井上 昌美	大分大学産学官連携推進機構准教授
○ イワサキ ミキ 岩崎 美紀	中小企業診断士
エクマ タカノリ 江隈 孝徳	連合大分副事務局長
エトウ アキカズ 衛藤 明和	県議会福祉保健生活環境委員会委員長
エトウ カシミ 衛藤 賢美	大分県生活学校運動推進協議会役員
オノ エミコ 小野 恵美子	挾間町農村女性陣屋市場組合員
サダナガ アケミ 貞永 明美	貞永産婦人科医院院長
シノハラ タケシ 篠原 丈司	社会保険労務士 おおいたパパクラブ会員
タサキ ケイゾウ 田崎 啓三	大分合同新聞社報道部長
トヤマ エミコ 外山 恵美子	大分県中小企業団体中央会 組織支援部組織支援1課主任
ニシダ カズコ 西田 和子	公募委員
フクイズミ タカシ 福泉 隆	NHK大分放送局放送部長
マツウラ ケイコ 松浦 恵子	大分大学医学部教授 大分大学広報・男女共同参画推進担当副学長
マツキ カズミ 松木 和美	心理カウンセラー、大分家庭裁判所調停委員、 人権啓発講座講師、男女共同参画啓発講座講師
ミズグチ サナエ 水口 早苗	部落解放同盟大分県連合会女性部長
◎ ヤマサキ キョオ 山崎 清男	大分大学教育学研究科教職大学院特任教授
ヨシモト ヒロコ 吉本 寛子	NPO法人えばの会理事長

◎ 会長、○ 副会長

(五十音順、敬称略)

3 具体的取組別 担当課・室一覧

基本目標	重点施策	具体的取組	企画振興部
			国際政策課
I 暴力根絶のための 啓発と教育の充実	1 暴力を許さない社会意識の醸成	(1) DVに関する研修や学習機会の充実	
		(2) 多様な広報媒体をつかった啓発	
		(3) 女性に対する暴力をなくす運動の充実	
	2 若年者に対する人権教育・DV予防啓発の推進	(1) 学校における人権教育の充実	
		(2) 中学・高校・大学生向けDV予防啓発	
		(3) 教職員・相談員・保護者に対する研修	
	3 DVに関する調査・研究	(1) 被害者に関する調査・研究	
		(2) 加害者への効果的な対策の検討	
	II 迅速な通報・相談 しやすい体制づくり	4 迅速な通報につながる体制整備	(1) 医療関係者等に対する周知や研修
(2) 福祉関係者等住民に身近な人々への理解促進			
(3) 児童虐待防止関係機関等との連携			
5 相談体制の充実・強化		(1) 配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実・機能強化	
		(2) 警察の相談体制の充実・強化	
		(3) 市町村の相談機能の強化	
		(4) DV・性暴力の相談窓口の周知、広報	
6 相談従事者等の資質の向上		(1) 相談従事者向け研修の充実	
		(1) 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者への相談の充実	○
7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者への 適切な対応	(2) 外国人向けリーフレットの活用		
	(3) 障がい者向けリーフレットの活用		
	(1) 被害者の安全な移送の確保		
III 安全で安心できる 保護体制づくり	8 緊急時の安全確保	(2) 避難場所の確保	
		(1) 一時保護所の整備・充実	
	9 一時保護体制の充実	(2) 一時保護委託先の拡大等	
		(3) 県外施設等との連携	
		(1) 配偶者暴力相談支援センターの対応	
	10 保護命令発令に対する適切な対応	(2) 警察の対応	
		(3) 教育委員会の対応	
		(1) 回復のための心理的ケアの充実	
	IV 被害者の自立に 向けた支援の展開	11 被害者への心理的支援	(2) 被害者のエンパワーメント
(1) 心理的ケアの充実			
12 同伴児等への支援		(2) 児童相談所との連携	
		(3) 医療機関との連携	
		(4) 学校、教育委員会の対応	
		(1) 住宅確保のための支援	
13 生活基盤確立のための支援		(2) 就労のための支援	
		(3) 市町村等と連携した各種制度の活用	
		(1) 一時保護終了後の継続的支援	
14 地域でのフォローアップの充実	(2) 子どもの支援に関わる関係機関の連携		
	(1) DV被害者支援関係機関の連携の充実		
V 推進体制の整備	15 関係機関の顔が見えるネットワークづくり	(1) 市町村基本計画の策定と市町村配偶者暴力相談支援センターの 設置等への支援	
		(2) 支援ネットワークづくり	
		(3) 地域における支援者の養成	
	17 NPO等民間団体との連携と協働	(1) 民間団体との連携と協働	
		(2) 民間団体への活動支援	
	18 おおいた性暴力救援センターとの連携	(1) 性的暴力を受けた被害者へのきめ細かな対応	
	19 被害者等に係る情報の保護	(1) 情報の適切な管理と秘密の保持	
	20 苦情解決体制の整備	(1) 相談機関の苦情解決体制の充実	
		(2) 公正な苦情解決	

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号
最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の

自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

- (配偶者からの暴力の発見者による通報等)
- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(警察本部長等の援助)
- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被

害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加え

られることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。
（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日

本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられ

た命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させ

資料編

るための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

資料編

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門

医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶

者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

6 主な相談窓口

(1) 配偶者暴力相談支援センター

【 配偶者暴力相談支援センター 】

○ 大分県婦人相談所

TEL : 097-544-3900 月～金 9:00～21:00
土・日・祝 13:00～17:00 18:00～21:00

○ 大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

TEL : 097-534-8874 月～金 9:00～16:30（祝日・年末年始除く）

(2) 警察

○ 警察安全相談電話

TEL : 097-534-9110・537-4107
月～金 9:00～17:45（祝日・年末年始除く）

○ 各警察署

大分中央警察署	TEL: 097-533-2131
大分東警察署	TEL: 097-527-2131
大分南警察署	TEL: 097-542-2131
別府警察署	TEL: 0977-21-2131
杵築日出警察署	TEL: 0977-72-2131
国東警察署	TEL: 0978-72-2131
豊後高田警察署	TEL: 0978-22-2131
宇佐警察署	TEL: 0978-32-2131
中津警察署	TEL: 0979-22-2131
玖珠警察署	TEL: 0973-72-2131
日田警察署	TEL: 0973-23-2131
竹田警察署	TEL: 0974-63-2131
豊後大野警察署	TEL: 0974-22-2131
佐伯警察署	TEL: 0972-22-2131
臼杵津久見警察署	TEL: 0972-62-2131

(3) 法務局

○ 大分地方法務局「女性の人権ホットライン」

TEL : 0570-070-810（ナビダイヤル）
平日 8:30～17:15（祝日除く）

○ 大分地方法務局「みんなの人権110番」

TEL : 0570-003-110（ナビダイヤル）
平日 8:30～17:15（祝日除く）

(4) 性暴力被害にあわれた方への総合的な支援を行う相談窓口

- おおいた性暴力救援センター・すみれ
 TEL：097-532-0330
 月～金 9:00～20:00 (祝日・年末年始除く)

(5) 市町村DV担当窓口

市町村	課(室)名	電話番号
大分市	中央子ども家庭支援センター	097-537-5666
別府市	自治振興課 男女共同参画推進室	0977-75-8676
中津市	人権啓発推進課	0979-22-1111 (内線 281)
日田市	こども未来室	0973-22-8292
佐伯市	まちづくり推進課	0972-22-4059
臼杵市	同和人権対策課 (同和人権対策・男女共同参画推進グループ)	0972-63-1111 (内線 1612)
津久見市	市民生活課 兼 人権対策室	0972-82-4111
竹田市	人権・同和対策課	0974-63-4820
豊後高田市	人権・同和対策課	0978-24-0007
杵築市	人権・同和対策課	0978-62-4799
宇佐市	福祉課	0978-27-8139
豊後大野市	社会福祉課こども支援室	0974-22-1001
由布市	子育て支援課	097-582-1111
国東市	福祉課	0978-72-5164
姫島村	住民福祉課	0978-87-2278
日出町	子育て支援課	0977-73-3177
九重町	総務課	0973-76-3800
玖珠町	福祉保健課	0973-72-1115

第 4 次 大 分 県 DV 対 策 基 本 計 画

平成 29 年 3 月 発行

問 い 合 わ せ 先

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課

〒870-0037 大分県大分市東春日町 1 番 1 号

NS 大分ビル 1 階

電話 : 0 9 7 - 5 3 4 - 2 0 3 9

FAX : 0 9 7 - 5 3 4 - 2 0 5 7